

令和年 月 日 殿				整理番号															
住 所							フリガナ												
							氏 名												
							個人番号												
電話番号								生年月日		明・大・昭 平・令									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- （注1）

上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- （注2）

申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日				寄附金額									
令和	年	月	日	円									

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

- （注）

地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1)

特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2)

特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

- （注）

地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

-----（切り取らないでください。）-----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。
誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を
記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、
ご提出いただく必要はございません。

自治体名をご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)を
ご記入ください。

令和4年4月1日以降の
ご寄附の場合は性別欄の
ご記入は不要です。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。
内容に間違いがあった場合は訂正箇所^①に二重線を引いて訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできませんのでご注意ください。

返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

寄附年月日	寄附金額
令和00年00月00日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができ、①及び②に該当する場合、それぞれの欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	☒
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に對する寄附金を支出する年の半分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 地方団体に對する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	☒
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

確定申告をされない方は
チェックをお願いします。

寄附をした自治体が
5自治体以内の方は
チェックをお願いします。

下記書類が確認できるように、コピーして、貼り付けてください。

※重ならないように四隅をテープで固定してください。

※確認書類の氏名・住所・生年

確認書類は両方とも必要です。

個人番号(12桁)の記載が
ある書類のコピーを添付して
ください。

本人確認ができる書類の
コピーを添付してください。

① 個人番号確認書類	② 本人確認書類
マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ マイナンバー通知カード ご注意 通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。 ・個人番号が記載された住民票 上記いずれかのコピー	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型)・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー ※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

確認書類追加貼り付け用紙

受付印欄

個人番号確認書類(裏面)	個人番号確認書類(表面)	本人確認書類

※申請書下部の貼り付け位置に入りきらない書類も、重ならないように貼り付けてください。
※申請書下部の貼り付け位置に入りきらない書類も、重ならないように貼り付けてください。
※申請書下部の貼り付け位置に入りきらない書類も、重ならないように貼り付けてください。

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

確認書類貼付け用紙

申請書の貼り付け欄に入り切らない確認書類は、
同封の確認書類貼付け用紙に添付してください。

■ 確認書類追加貼り付け用紙に貼り付けできない場合

住民票など、貼付けができない場合は、別紙にて送付をお願いします。

整理番号

氏名

■個人番号確認書類：個人番号の記載場所・各注意点（：個人番号記載箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
	 キリトリ線 交付申請書（キリトリ線より下部分）に記載の個人IDは個人番号ではありません。	
個人番号は裏面に記載されています。	通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。	自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■本人確認書類：顔写真付きの確認書類をお持ちでなく、被保険者証や年金手帳のコピーを送付される場合の注意点（：塗り潰し必要箇所）

		【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】 保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。 【年金手帳の写しを送付される場合】 基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。
---	---	---

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置

貼り付け位置